

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年3月15日（金）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 2件）

議案第2号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について
（申請件数 1件）

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
（申請件数 1件）

議案第4号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について
（申請件数 1件）

議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について
（申請件数 2件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 1件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 4件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	中村 顕治
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	川島 一利

午後4時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

委 員

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

議 長
(加藤 武君)

異議なし。

異議なしと認め、3番峰岸豊委員と9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和26年6月3日に相続し、前回調査は、令和3年3月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年6月3日に相続し、前回調査は、令和3年3月15日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

本日午後 2 時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①から③の農地は、お茶が、④の農地は、タマネギ、ナガネギ、コマツナ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①から④の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

1 番と 2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

生産緑地の買取申し出に伴う意見について、令和6年2月28日付で市長より1件の照会がございました。申請番号1番、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。

なお、今回の意見照会に対しまして、令和6年3月6日に会長、会長職務代理、地区担当委員及び事務局で対象者と面談し、対象者が主たる従事者であること、また、農業に従事することが困難であることを確認しております。

事務局といたしましては、主たる従事者の故障と判断する旨を、武蔵村山市長に対して回答したいと考えておりますが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地の買取申し出に伴う意見について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

また、申請番号1番について、3月6日に会長、会長職務代理者、地区担当委員、事務局で、本人と面接して協議

議長
(加藤 武君)

しており、問題はないということですので、農業の主たる従事者として認めてよろしいと思われます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。

また、体の故障により、耕作できないのはやむなしと思いましたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号につきましては、主たる従事者であると、農業委員会の意見を添えて、都市計画課に報告したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、主たる従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和6年2月13日、農業従事者本人の故障により、生産緑地法第10条

議長
(加藤 武君)

の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものとございます。

なお、申請人は、議案第2号の方と同一になります。

以上でございます。

8番
(大口 貴司君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。

また、体の故障により、耕作できないのはやむなしと思いましたので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長 (加藤 武君)	御意見等ないようですので、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委員	異議なし。
議長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 4 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事務局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 4 号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1 件申請がございました。 本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 6 月 27 日法律第 68 号）第 4 条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。 申請番号 1 番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。こちらは、期間が満了することから、新たに設定するものです。 なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料の 27 ページから 31 ページに記載のとおりで、同法第 4 条第 3 項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。 以上でございます。
議長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。 議案第 4 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大

議長
(加藤 武君)

7 番
(比留間孝明君)

議長
(加藤 武君)

委員

議長
(加藤 武君)

委員

議長
(加藤 武君)

事務局
(井上ひとえ君)

大について」、1 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、タマネギ、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、タマネギ、ナガネギ、カブ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 4 号につきましては、承認してよろしいかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

他にございませんか。

なし。

御意見等ないようですので、議案第 4 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

異議なし。

ありがとうございました。それでは議案第 4 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京

議長
(加藤 武君)

8番
(大口 貴司君)

都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が2件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者で、権利の種類は、賃貸借になります。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規就農者で、権利の種類は、賃貸借になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議長
(加藤 武君)

申請番号2番の農地でございますが、①から④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、申請番号1番は、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、また、申請番号2番は、八王子市の新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、道路でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番が資材置場、申請番号2番が分譲住宅、申請番号3番・4番が一般住宅でございます。

議長
(加藤 武君)

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

3番の届出地については、私から報告します。
現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これもちまして、第3回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 3 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩